

八幡平市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（令和8年5月実施分）の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和8年7月7日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 高 橋 徹

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和8年 5月21日 (木)	花き研究開発センター	10：30 ～ 12：00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13：15 ～ 16：30	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
5月22日 (金)	議会事務局	9：00 ～ 9：45	議会議事堂 理事者控室
	農業委員会事務局	10：00 ～ 10：45	
	上下水道課（一般会計）	11：00 ～ 11：45	
	会計課	13：00 ～ 13：45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14：15 ～ 16：15	西根地区市民センター 第1集会室
	監査委員事務局	16：30 ～ 17：15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村 山 巧
監査委員 高 橋 徹

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和7年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既の実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 花き研究開発センター

① 予算執行に係る関係課長等への合議について【指摘事項】

令和7年度の「りんどう品種開発業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているので、八幡平市予算規則第12条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。当該委託業務の予算額は100万円以下であり、同施行令第167条の2第1項第1号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先適用する」と記載されており、今回の場合、第1号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の事務執行に生かされたい。

(2) 安代総合支所及び田山支所

① 予算執行に係る関係課長等への合議について【指摘事項】

令和7年度の「田山PA緊急入退出路電動門扉点検業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としており、八幡平市予算規則第12条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。当該委託業務の予算額は100万円以下であり、同施行令第167条の2第1項第1号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、

「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先適用する」と記載されており、今回の場合、第1号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の事務執行に生かされたい。

また、「安比川筋細野地区他河川維持修繕（草刈）業務」及び「安比川筋荒屋新町地区他河川維持修繕（草刈）業務」についても上記同様の理由により総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。これら二つの業務の予算額は、それぞれ100万円を超えているので、同法施行令第167条の2第1項第1号の適用については該当しない。

予算の執行に当たっては、その都度、予算規則等の関係例規を確認して、適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に執行すること。